

震災都市復興即応力検討会議設置要綱

(設置)

第1条 都市整備部に係る震災都市復興に関する事項を検討するため、震災都市復興即応力検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会議は、別表に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(検討事項)

第3条 検討会議は、次の事項を検討する。

- (1) 「埼玉県震災都市復興の手引き」の内容に関すること。
- (2) その他、震災都市復興に関連する方針、計画、手続き、訓練等に関すること。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、都市整備部副部長が招集し、議長となる。

- 2 都市整備部副部長は、検討事項の内容により、構成員全員の出席を求めない必要がないと認められるときは、構成員の一部の者の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 都市整備部副部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の職員に対し、会議に出席するよう求めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、都市整備部副部長は、検討事項の内容や同種類似会議の開催状況に応じて、会議の開催を電子通信による意見交換や書面による照会回答に代えることができる。
- 5 都市整備部副部長は、会議における検討の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。
- 6 構成員は、自ら会議に出席できないときは、当該会議の検討事項について、実質的に構成員に代わる判断をすることができる職員を代わりに出席させることができる。
- 7 都市整備部副部長に事故があるとき、又は都市整備部副部長が欠けたときは、あらかじめ都市整備部副部長の指定する職員が本要綱に規定する都市整備部副部長の職務を代理する。

(処理)

第5条 都市整備部副部長は、検討会議の会議終了後その経過及び結果を構成員に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた構成員は、所掌事務について必要な処理を行わなければならない。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、都市整備部都市整備政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、都市整備部副部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月24日から施行する（構成員に住宅課総務・民間住宅・マンション担当主幹、住宅経営担当主幹及び主査を追加する）。
- 3 この要綱は、平成28年4月12日から施行する（構成員の担当を変更及び職名を削除する）。
- 4 この要綱は、平成29年6月9日から施行する（構成員の担当名称を変更する）。
- 5 この要綱は、平成30年6月14日から施行する（庶務の担当課及び構成員の担当名称を変更する）。
- 6 この要綱は、令和5年4月1日から施行する（構成員の担当名称を変更する）。

別 表

都市整備部	都市整備部副部長	
	都市整備政策課	副課長 企画・新都心事業調整担当
	都市計画課	副課長 総務・企画・景観担当
	市街地整備課	副課長 企画・再開発担当 八潮新都市等整備・区画整理担当
	建築安全課	副課長 建築指導担当
	住宅課	副課長 住宅経営担当 企画担当